

発行:山口県消費生活センター

消費生活 トラブル_{情報}

スポーツジム等の契約トラブル

【相談事例】

約2年前、フィットネス クラブで体験キャンペーン (3ヶ月目以降は通常料金) を申し込み、2ヵ月目に<u>担当</u> 者に解約を申し出たところ、 「わかりました」と言われた。

先月、利用料が請求されて

<u>いることに気が付いた</u>ので、 業者に事情を説明した ところ、「解約できて いない。解約の手続きをする が、解約の申し出時に所定の 書面が提出されていなければ、 返金できない」と言われた。

アドバイス

- ☑体験やお試しプランに申し込む場合は、通常プランへの自動更新の有無や契約変更の申し出期間を確認しよう!
- ✓解約したつもりでも、正式な解約手続きができておらず引き落としが続いているケースがあるので、解約に関する規定を規約等でよく確認して解約手続きを行おう!
- ✓ <u>解約後、料金の引き落とし</u>
 が止まっているか、クレジットカードや銀行口座の 明細を確認しよう

防犯情報

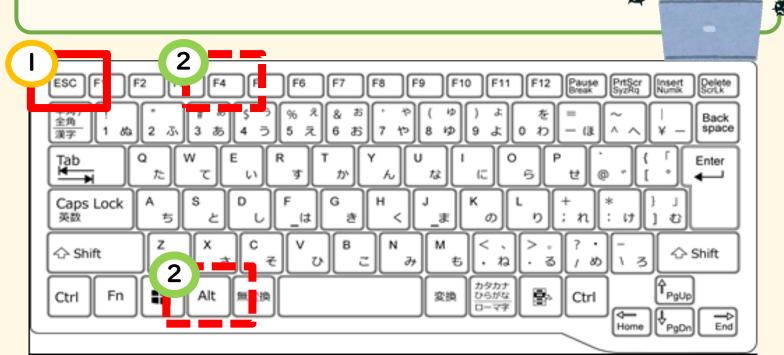
クリックしたら突然の警告画面!? 慌てずに次のように対処しましょう

パソコンを利用していて、広告等をクリックしたら、突然警告画面が 表示されることがあります。その警告画面は偽物です。

サポート詐欺に遭わないために、次の方法を覚えておきましょう。

- ②「F4」+「Alt」キーを同時に押す。

どちらも偽の警告画面を閉じることができる手段です。



参考:山口県警察本部『防犯情報』

独立行政法人情報処理推進機構「偽セキュリティ警告(サポート詐欺)対策特集ページ」

困ったときの消費者ホットライン「I88番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

〒(郵便番号)が <u>分かる</u> ① → 〒○○○-○○○(7桁)を入力 <u>分からない</u> ② → 地域を選択(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口 または 山口県消費生活センター等

山口県消費生活センター 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)FAX:083-923-3407

相談受付時間 [月~金] 8:30~17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです

まなべる利用時間 [月~金] 9:00~16:30 (入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は事前にご連絡ください